

農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第五十四号

農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則

農業協同組合法施行細則（平成六年四月奈良県規則第四号）の一部を次のように改正する。

第二条中第三号を削り、第四号を第三号とし、同条第五号中「並びに」を「及び」に改め、「及び中央会」を削り、同号を同条第四号とし、同条中第六号を第五号とする。

第五条中「、連合会若しくは中央会」を「若しくは連合会」に改める。

第六条第二項中「中央会」を「連合会」に改める。

第七条中「、連合会若しくは中央会」を「若しくは連合会」に改める。

第八条、第九条及び第十条第一項中「、連合会又は中央会」を「又は連合会」に改める。

第三十条の見出し中「縦覧開始届等」を「縦覧開始延期の承認の申請」に改め、同条第一項を削り、同条第二項を同条とする。

第三十条の二中「第二百三十一条第一項第二十号」を「第二百三十一条第一項第二十号」に改める。

第三十七条及び第三十八条第三項中「、連合会又は中央会」を「又は連合会」に改める。

第四十条中「、連合会若しくは中央会」を「若しくは連合会」に改める。

第五号様式中「農業協同組合中央会、農事組合法人」を「農事組合法人」に改める。

第二十一号様式中「不廻」を「不用」に、「下さい」を「くたさい」に改める。

第三十五号様式を次のように改める。

第35号様式 削除

第四十三号様式中「密吟（毎吟吟、中央吟）」を「農業協同組合連合会」に改める。

第四十五号様式及び第四十六号様式中「農業協同組合連合会、農事組合法人中央会」を「農業協同組合連合会」に改める。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。